

令和8年度石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、石川県宅配ボックス普及促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 申請方法等

要綱第6条第1項に定める期限は、令和8年5月31日とする。

なお、申請にあたっては県電子申請システムにより、次項に定める必要書類一式を県へ提出すること。

2 要綱第6条第1項に定める必要書類は、以下のとおりとする。

① 拠助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
② 領収書の写し ※宛名（＝申請者）、金額（その他経費を含む場合は、内訳として製品購入費の記載が必要）、購入品名、領収日、領収者名が記載されていること
③ 写真 宅配ボックスの設置状況及び鍵などの盗難防止機能が確認できるように撮影されたもの
④ 本人確認書類の写し 運転免許証（表面、裏面の両方）、マイナンバーカード（表面のみ） 等 ※本人確認書類は有効期限内のものに限る ※申請者の住所と一致しているものに限る ※管理組合の理事長が申請者の場合は、理事長の本人確認書類を提出すること。法人の場合は、法人の登記事項証明書（登記簿謄本）を提出すること。
⑤ 振込先の通帳又はキャッシュカードのコピー ※口座名義、金融機関名又は金融機関コード、支店名又は支店コード、口座種別、口座番号が記載されているもの ※口座の名義人は申請者と同じとすること
【管理組合の場合のみ】
⑥ 宅配ボックス導入に係る管理組合等の総会の議決書又は理事会の決議書の写し ※管理組合からの申請の場合、申請者は管理組合の理事長とする
【集合住宅の所有者が申請する場合のみ】
⑦ 建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
【集合住宅の管理会社が申請する場合のみ】
⑧ 集合住宅の所有者と管理会社の間で締結された管理委託契約書の写し
⑨ その他知事が必要と認める書類

第3 財産の処分の制限

- 1 要綱第11条第1項に定める処分制限期間は、5年間とする。

第4 雜則

- 1 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和8年2月17日から施行する。